

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年4月11日

【発行者名】 ブラックロック・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 有田 浩之

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

【事務連絡者氏名】 坂井 瑛美

【電話番号】 03-6703-7940

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 iシェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 ETF

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 当初申込期間：1,000億円を上限とします。
継続申込期間：10兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 名 称 株式会社東京証券取引所
（所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注）本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字は係る数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年11月6日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原有価証券届出書」といいます。）について、有価証券報告書を提出したことに伴い記載事項を更新するとともに、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原有価証券届出書の更新後の内容を示します。

なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」、「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」および「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」については、更新後の内容を記載しています。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

<更新後>

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

(省略)

ファンドの特色

1

米ドル建てハイイールド社債を実質的な主要投資対象とし、対象指数の動きに高位に連動する投資成果を目指します。

- 効率的な運用を目的として、先物取引等を利用することがあります。
- 対象指数の動きと高位に連動する運用を目的として、一時的に純資産総額を超える投資割合で有価証券を組入れることがあります。

2

実質的な米ドル建てハイイールド社債への投資にあたっては、ブラックロック・グループが運用する上場投資信託証券（以下「ETF」といいます。）を活用します。また、委託会社の判断により、米ドル建て投資適格社債に投資する場合があります。

- 委託会社は、投資対象有価証券の流動性および運用の効率性等を勘案し、ETFの選定、ならびに米ドル建て投資適格社債との投資割合を決定します。

<投資対象候補であるETFの概要>（本書作成日現在）

| | | | |
|-------|---|-------|------------------------|
| 名称 | iシェアーズ プロード米ドル建てハイイールド社債 ETF | | |
| 投資目的 | 米ドル建てハイイールド社債で構成されるICE BofA USハイ・イールド・コンストレインド・インデックスと同水準の投資成果を目指します。 | | |
| 運用会社 | ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ | | |
| 上場取引所 | シカゴ・オプション取引所 上場市場・CBOE BZX | 組入銘柄数 | 1,861 (2023年12月末現在) |

※投資対象候補であるETFおよびその概要は、今後変更となる場合があります。

3

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

4

受益権を東京証券取引所に上場します。

- ファンドの受益権は、いつでも東京証券取引所で売買することができます。
- 売買単位は、10口単位です。手数料は売買の委託を受けた第一種金融商品取引業者が独自に定める率を乗じて得た額とします。取引方法は株式と同様です。詳しくは東京証券取引所の会員である第一種金融商品取引業者へお問い合わせください。

※取引所での市場価格は取引時間中に変動するものであり、取引所における騰給のバランスや売買高の状況、各種取引規制、投資対象市場と取引市場の時差または取引日の相違等の影響を受けることにより、ETFの市場価格は基準価額から乖離することがあります。

5

購入・換金は一定口数以上の申込に限定されます。

- 対象指数に高位に連動するという目的の支障とならないようにするために、購入・換金を対象指数のポートフォリオを構成するために必要な一定口数以上に限定するものです。

6

ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ、エイ、に運用の指図に関する権限等を委託します。

委託内容

- 米ドル建てハイイールド社債の運用の指図に関する権限の全部または一部

- 有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部

※2023年12月末時点では、信託財産の効率的な運用を勘案し、米ドル建てハイイールド社債への直接投資はしていないため、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ、より運用の指図は行われません。同社への運用権限の委託は、委託会社の判断により行われます。

※委託会社の定量的債券運用部が当該債券への投資を担当する場合があります。

※ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

(以下省略)

(2)【ファンドの沿革】

<訂正前>

2023年11月27日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始（予定）
2023年11月28日 東京証券取引所へ上場（予定）

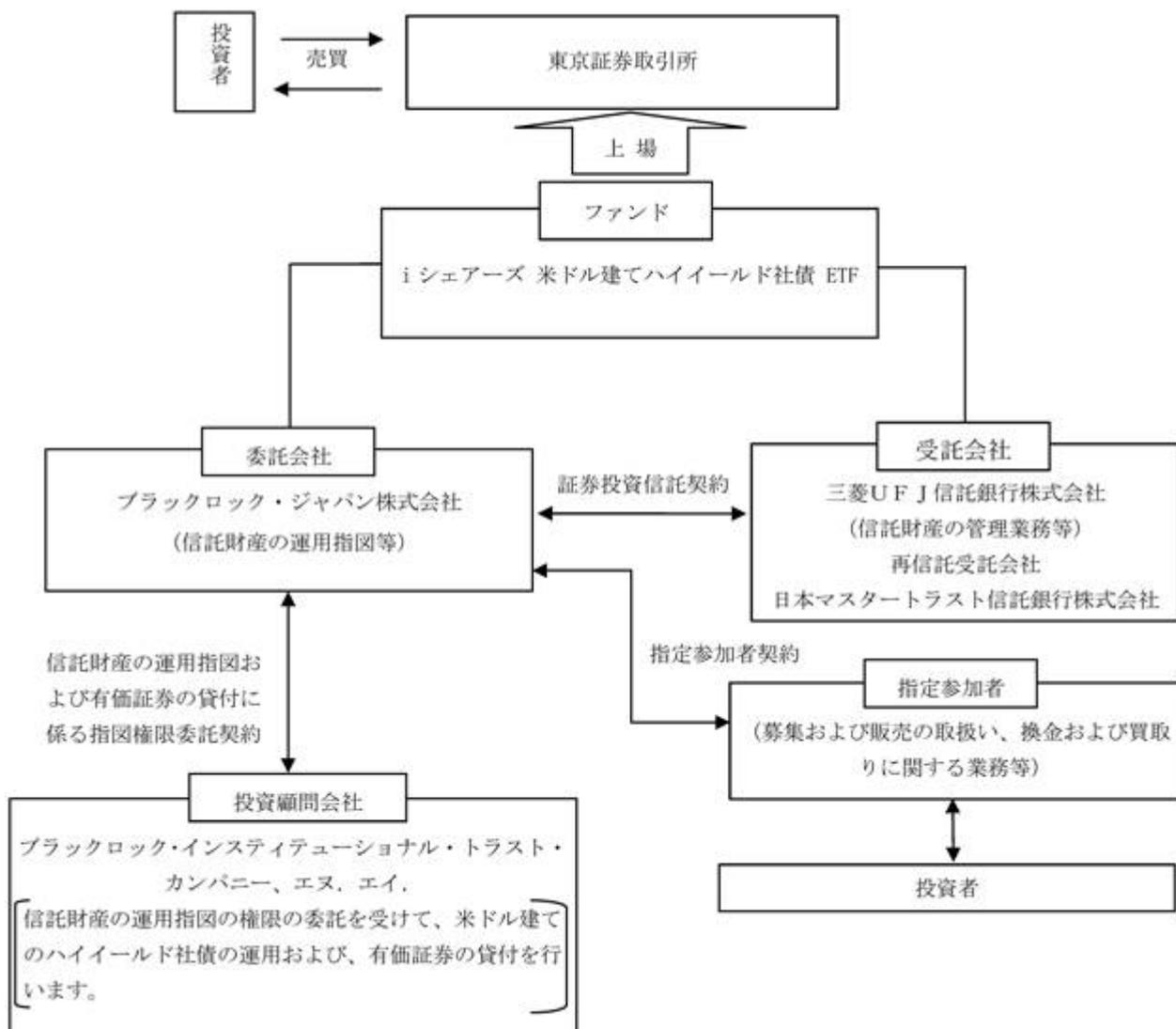
<訂正後>

2023年11月27日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
2023年11月28日 東京証券取引所へ上場

(3)【ファンドの仕組み】

<訂正前>

ファンドの仕組み



ファンドの運用開始時点では、信託財産の効率的な運用を勘案し、外国債券等への直接投資は予定しておりません。そのため、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイより運用の指図は行われません。同社への運用権限の委託は、委託会社の判断により行われます。

委託会社の定量債券運用部が当該債券への投資を担当する場合があります。

ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

(以下省略)

委託会社の概況

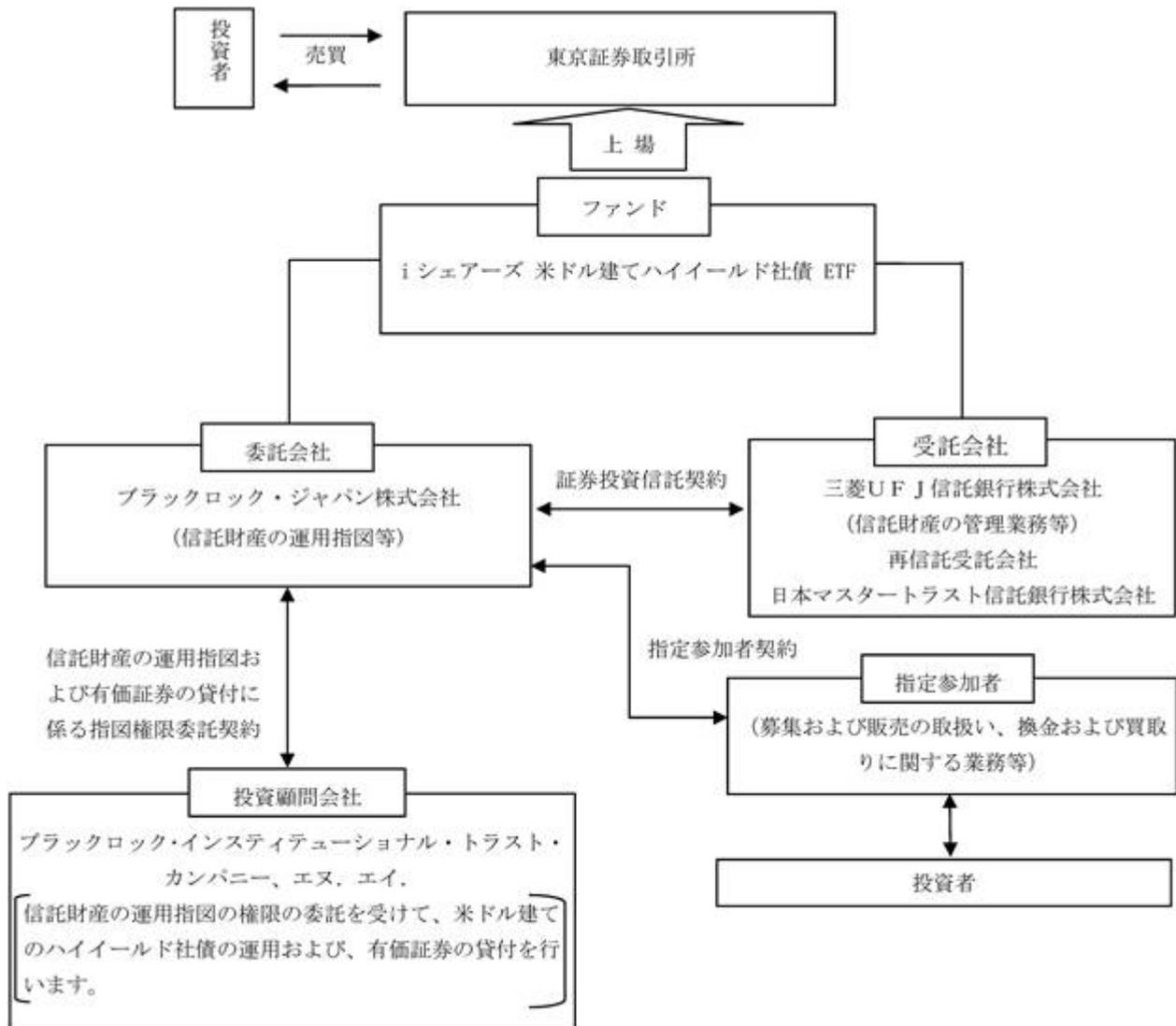
2023年7月末現在の委託会社の概況は、以下のとおりです。

a . 資本金 3,120百万円

(以下省略)

<訂正後>

ファンドの仕組み



2023年12月末時点では、信託財産の効率的な運用を助成し、外国債券等への直接投資をしていないため、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイより運用の指図は行われません。

同社への運用権限の委託は、委託会社の判断により行われます。

委託会社の定量債券運用部が当該債券への投資を担当する場合があります。

ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

(以下省略)

委託会社の概況

2023年12月末現在の委託会社の概況は、以下のとおりです。

a . 資本金 3,120百万円

(以下省略)

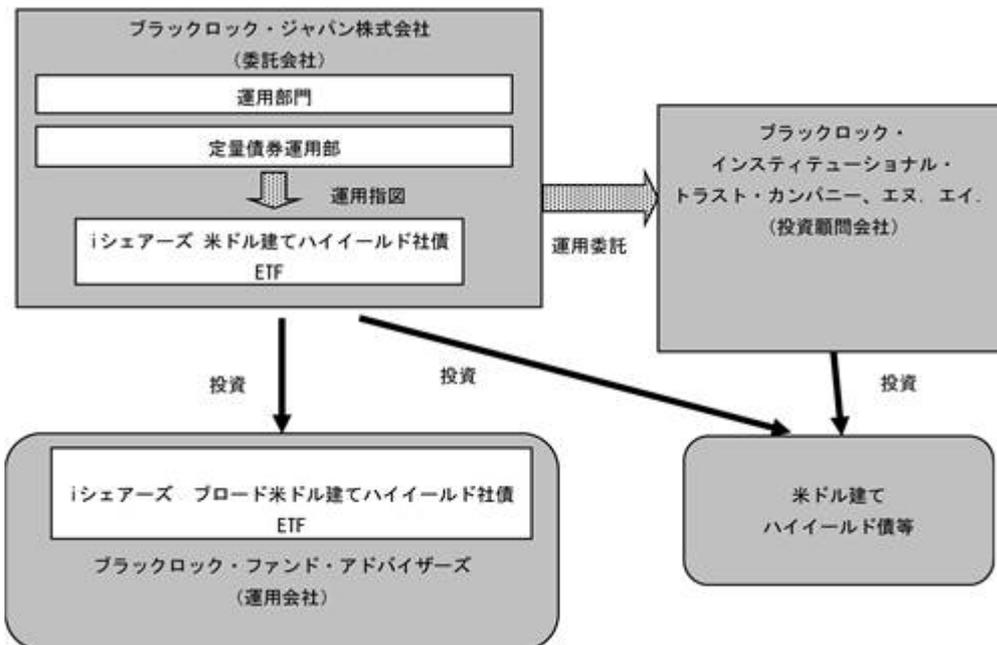
2【投資方針】

(3)【運用体制】

<訂正前>

(前略)

運用体制図



ファンドの運用開始時点では、信託財産の効率的な運用を勘案し、米ドル建てハイイールド社債への直接投資は予定しておりません。そのため、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ、より運用の指図は行われません。同社への運用権限の委託は、委託会社の判断により行われます。委託会社の定量債券運用部が当該債券への投資を担当する場合があります。投資対象ETF、ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

(中略)

ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約9.42兆ドル^{*}（約1,362兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

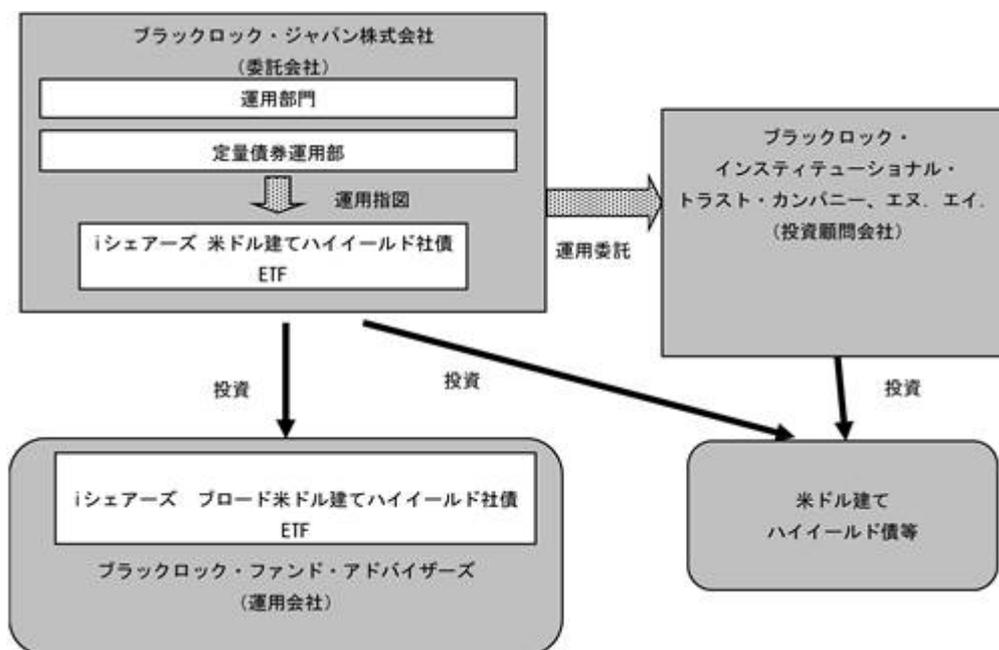
当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行っております。

* 2023年6月末現在。（円換算レートは1ドル=144.535円を使用）

<訂正後>

(前略)

運用体制図



2023年12月末時点では、信託財産の効率的な運用を勘案し、米ドル建てハイイールド社債への直接投資はしていないため、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ、より運用の指図は行われません。同社への運用権限の委託は、委託会社の判断により行われます。

委託会社の定量債券運用部が当該債券への投資を担当する場合があります。

投資対象ETF、ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

(中略)

ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約10兆ドル^{*}（約1,411兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行っております。

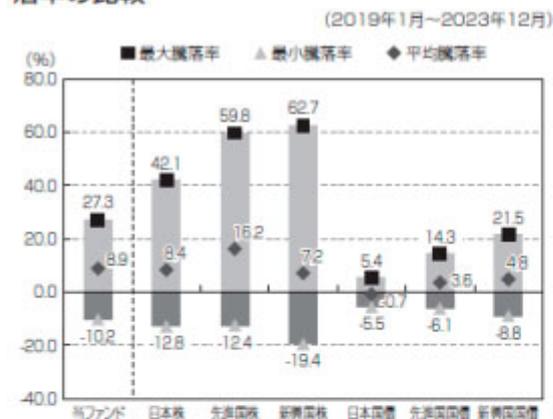
* 2023年12月末現在。（円換算レートは1ドル=140.980円を使用）

3【投資リスク】

<更新後>

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※上記グラフは、過去5年間の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当ファンドの設定日が2023年11月27日のため、設定前の期間のデータはベンチマークの数値を用いて計算しておりますので、当ファンドの実績とは異なります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの指数

- 日本株……… 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株…… MSCIコクサイ指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株…… MSCIエマージング・マーケット指数 (配当込み、円ベース)
- 日本国債…… NOMURA-BPI国債
- 先進国国債… FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国国債… J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※上記グラフは、過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。なお、当ファンドの設定日は2023年11月27日のため、分配金再投資基準価額については、2023年11月末から表示しております。また、年間騰落率については、ベンチマークの年間騰落率を表示しておりますので、当ファンドの実績とは異なります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<各指数について>

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) は、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する我が国を代表する指数です。東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) の指数値および東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) に係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

MSCIコクサイ指数 (配当込み、円ベース) およびMSCIエマージング・マーケット指数 (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数 (配当込み、円ベース) は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケット指数 (配当込み、円ベース) は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース) は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

ファンドの実質的な信託報酬（ + ）は、信託財産の純資産総額に対し年0.286%（税抜0.26%）程度となります。

投資する上場投資信託証券の投資比率や報酬率に変更になる可能性があり、実質的な負担についても変動することがあります。

当ファンドの信託報酬

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.286%（税抜0.26%）以内で委託会社が定める率を乗じて得た金額とします。信託報酬に係る委託会社および受託会社間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次のとおりとします。

| | 信託報酬の配分 | 役務の内容 |
|------|---------------------|--------------------------|
| 委託会社 | 年0.264%（税抜年0.24%）以内 | ファンドの運用、基準価額の計算、各種書類の作成等 |
| 受託会社 | 年0.022%（税抜0.02%） | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等 |

委託会社への報酬には、投資顧問会社への報酬額が含まれます。

信託報酬の料率は、毎月の運用状況（投資する上場投資信託証券の投資比率および報酬等の料率）に応じて、約款に規定される所定の方法により決定されます。

上記の信託報酬の総額は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとなります。

投資する上場投資信託証券に係る報酬等

投資する上場投資信託証券において報酬等がかかりますが、投資銘柄や組入比率は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。また、報酬等は、上場投資信託証券の運用会社等に支払われます。

ただし、2023年11月27日現在、以下の報酬が適用されます。なお、委託会社および受託会社の判断で当該料率の変更、また適用される期間を変更することができます。

ファンドの実質的な信託報酬（ + ）は、信託財産の純資産総額に対し年0.209%（税抜0.19%）程度となります。これは、投資するETFの報酬が一部免除されている為です。

投資する上場投資信託証券の投資比率や報酬率に変更になる可能性があり、実質的な負担についても変動することがあります。

当ファンドの信託報酬

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.209%（税抜年0.19%）以内で委託会社が定める率を乗じて得た金額とします。信託報酬に係る委託会社および受託会社間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次のとおりとします。

| | 信託報酬の配分 | 役務の内容 |
|------|---------------------|--------------------------|
| 委託会社 | 年0.187%（税抜年0.17%）以内 | ファンドの運用、基準価額の計算、各種書類の作成等 |
| 受託会社 | 年0.022%（税抜0.02%） | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等 |

委託会社への報酬には、投資顧問会社への報酬額が含まれます。

信託報酬の料率は、毎月の運用状況（投資する上場投資信託証券の投資比率および報酬等の料率）に応じて、約款に規定される所定の方法により決定されます。

上記の信託報酬の総額は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

投資する上場投資信託証券に係る報酬等

投資する上場投資信託証券において報酬等がかかりますが、投資銘柄や組入比率は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。また、報酬等は、上場投資信託証券の運用会社等に支払われます。

<訂正後>

ファンドの実質的な信託報酬（ + ）は、信託財産の純資産総額に対し年0.286%（税抜0.26%）程度となります。

投資する上場投資信託証券の投資比率や報酬率が変更になる可能性があり、実質的な負担についても変動することがあります。

当ファンドの信託報酬

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.286%（税抜0.26%）以内で委託会社が定める率を乗じて得た金額とします。信託報酬に係る委託会社および受託会社間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次のとおりとします。

| | 信託報酬の配分 | 役務の内容 |
|------|---------------------|--------------------------|
| 委託会社 | 年0.264%（税抜年0.24%）以内 | ファンドの運用、基準価額の計算、各種書類の作成等 |
| 受託会社 | 年0.022%（税抜0.02%） | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等 |

委託会社への報酬には、投資顧問会社への報酬額が含まれます。

信託報酬の料率は、毎月の運用状況（投資する上場投資信託証券の投資比率および報酬等の料率）に応じて、約款に規定される所定の方法により決定されます。

上記の信託報酬の総額は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

投資する上場投資信託証券に係る報酬等

投資する上場投資信託証券において報酬等がかかりますが、投資銘柄や組入比率は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。また、報酬等は、上場投資信託証券の運用会社等に支払われます。

ただし、2023年12月末現在、以下の報酬が適用されます。なお、委託会社および受託会社の判断で当該料率の変更、また適用される期間を変更することができます。

ファンドの実質的な信託報酬（ + ）は、信託財産の純資産総額に対し年0.209%（税抜0.19%）程度となります。これは、投資するETFの報酬が一部免除されている為です。

投資する上場投資信託証券の投資比率や報酬率が変更になる可能性があり、実質的な負担についても変動することがあります。

当ファンドの信託報酬

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.209%（税抜年0.19%）以内で委託会社が定める率を乗じて得た金額とします。信託報酬に係る委託会社および受託会社間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次のとおりとします。

| | 信託報酬の配分 | 役務の内容 |
|------|---------------------|--------------------------|
| 委託会社 | 年0.187%（税抜年0.17%）以内 | ファンドの運用、基準価額の計算、各種書類の作成等 |
| 受託会社 | 年0.022%（税抜0.02%） | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等 |

委託会社への報酬には、投資顧問会社への報酬額が含まれます。

信託報酬の料率は、毎月の運用状況（投資する上場投資信託証券の投資比率および報酬等の料率）に応じて、約款に規定される所定の方法により決定されます。

上記の信託報酬の総額は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

投資する上場投資信託証券に係る報酬等

投資する上場投資信託証券において報酬等がかかりますが、投資銘柄や組入比率は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。また、報酬等は、上場投資信託証券の運用会社等に支払われます。

(5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

(前略)

個人の投資者に対する課税

a. ~ d. (省略)

少額投資非課税制度「愛称：N I S A（ニーサ）」がご利用になれます。

少額投資非課税制度「N I S A（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

N I S A をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となりますが、2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、第一種金融商品取引業者で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。

(省略)

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2023年7月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税制優遇を含めた税金の各種取扱いは、個々の投資者の状況によって異なり、上記の内容はその完全性・網羅性を保証するものではありません。当ファンドの投資者に適用される税務の詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<訂正後>

(前略)

個人の投資者に対する課税

a. ~ d. (省略)

少額投資非課税制度「愛称：N I S A（ニーサ）」がご利用になれます。

少額投資非課税制度「N I S A（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

N I S A をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、第一種金融商品取引業者で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。

(省略)

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2023年12月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税制優遇を含めた税金の各種取扱いは、個々の投資者の状況によって異なり、上記の内容はその完全性・網羅性を保証するものではありません。当ファンドの投資者に適用される税務の詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は2023年12月末現在のものであります。

「iシェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 ETF」

(1)【投資状況】

| 資産の種類 | 金額（円） | 投資比率（％） |
|-----------------------|-------------|---------|
| 投資信託受益証券 | 198,198,824 | 99.88 |
| 内 アメリカ | 198,198,824 | 99.88 |
| コール・ローン、その他の資産（負債控除後） | 245,180 | 0.12 |
| 純資産総額 | 198,444,004 | 100.00 |

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

| | 銘柄 | 国/ 地域 | 種類 | 数量(口) | 簿価単価 (円) | 簿価金額 (円) | 評価単価 (円) | 評価金額 (円) | 投資 比率(%) |
|---|---|----------|--------------|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 1 | iShares Broad USD High Yield Corporate Bond ETF | アメリカ | 投資信託 受益証券 | 38,307 | 5,031.07 | 192,725,216 | 5,173.95 | 198,198,824 | 99.88 |

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

| 種類 | 投資比率（％） |
|----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 99.88 |

（注）投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2023年12月末現在、同日前1年以内における各月末および各特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

| 特定期間 | 計算期間 | 純資産総額 | | 1口当たりの純資産額 | | 市場価格 (円) |
|--------|-----------------|-------------|-------------|------------|---------|-------------|
| | | 分配落(円) | 分配付(円) | 分配落(円) | 分配付(円) | |
| 第1特定期間 | 第1期(2024年1月11日) | 201,252,906 | 203,152,906 | 201.253 | 203.153 | 201.3 |
| | 2023年11月末現在 | 99,470,410 | - | 198.941 | - | 200.0 |
| | 2023年12月末現在 | 198,444,004 | - | 198.444 | - | 197.8 |

(注) 市場価格とは、東京証券取引所における当日終値です。ただし、当日の終値が見つからない場合には、直近日の終値を記載しています。

【分配の推移】

| 特定期間 | 計算期間 | 1口当たりの分配金(円) |
|--------|------|--------------|
| 第1特定期間 | 第1期 | 1.9 |

【収益率の推移】

| 特定期間 | 計算期間 | 1口当たり純資産額の 収益率の推移 | 市場価格の収益率の推移 |
|--------|------|----------------------|-------------|
| | | 収益率(%) | 収益率(%) |
| 第1特定期間 | 第1期 | 1.6 | 0.7 |

(注1) 各計算期間の1口当たり純資産額の収益率は、計算期間末の1口当たりの純資産額(分配付の額)から、当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たりの純資産額(分配落の額。以下「前期末1口当たり純資産額」といいます。)を控除した額を前期末1口当たり純資産額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。なお、第1期計算期間については、2024年1月11日の1口当たり純資産額(分配付の額)から設定時(設定日:2023年11月27日)の1口当たり純資産額を控除した額を、設定時の1口当たり純資産額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

(注2) 各計算期間の市場価格の収益率は、計算期間末の市場価格から、当該計算期間の直前の計算期間末の市場価格(以下「前期末市場価格」といいます。)を控除した額を、前期末市場価格で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。なお、第1期計算期間については、2024年1月11日の市場価格から設定時(設定日:2023年11月27日)の市場価格を控除した額を、設定時の市場価格で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

| 特定期間 | 計算期間 | 設定口数(口) | 解約口数(口) |
|--------|------|-----------|---------|
| 第1特定期間 | 第1期 | 1,000,000 | - |

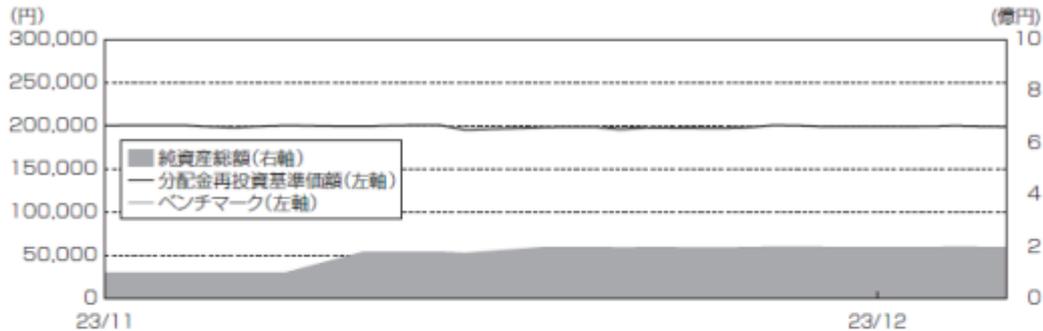
(注) 設定口数には当初設定口数を含みます。

(参考情報)

運用実績

2023年12月末現在

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額（1,000口単位）は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。
また、ベンチマークについては、設定時を200,000とした指数値で表示しています。
※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

分配金の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

ETFの主な資産の状況

※当ファンドが投資しているETF「シェアーズ ブロードミドル建てハイイールド社債ETF」の状況です。比率については当該ETFの純資産総額に対する割合です。

組入上位10銘柄(%)

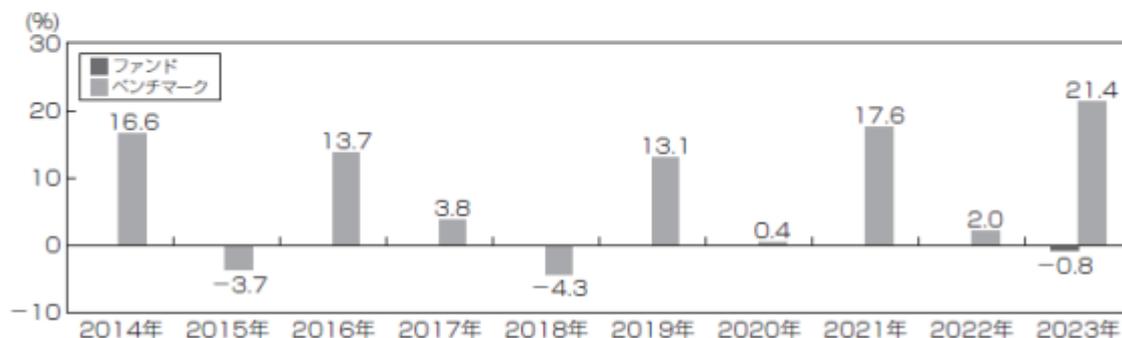
| 順位 | 銘柄名 | 比率(%) |
|----|--------------------------------|-------|
| 1 | MEDLINE BORROWER LP 144A | 0.3 |
| 2 | TRANSDIGM INC 144A | 0.3 |
| 3 | CLOUD SOFTWARE GROUP INC 144A | 0.3 |
| 4 | CLOUD SOFTWARE GROUP INC 144A | 0.3 |
| 5 | DISH NETWORK CORP 144A | 0.3 |
| 6 | DIRECTV FINANCING LLC 144A | 0.3 |
| 7 | VENTURE GLOBAL LNG INC 144A | 0.3 |
| 8 | CARNIVAL CORP 144A | 0.2 |
| 9 | CCO HOLDINGS LLC 144A | 0.2 |
| 10 | AADVANTAGE LOYALTY IP LTD 144A | 0.2 |

年間収益率の推移

※ファンドの収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと算出しております。

※2014年から2022年は、ベンチマークの収益率を表示しています。

※2023年は、ファンドは設定日（11月27日）から年末までの収益率を、ベンチマークは年初から年末までの収益率を表示しています。



※運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。

※ベンチマークはあくまでも参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは2023年11月27日に新規設定されたため、当計算期間を2023年11月27日から2024年1月11日までとしております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（2023年11月27日から2024年1月11日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【iシェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 ETF】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第1期 (2024年1月11日現在) |
|-----------------|-----------------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 金銭信託 | 81,715 |
| 投資信託受益証券 | 221,098,311 |
| 未収入金 | 287,686 |
| 未収配当金 | 2,039,736 |
| 流動資産合計 | 223,507,448 |
| 資産合計 | 223,507,448 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 派生商品評価勘定 | 363 |
| 未払金 | 20,293,920 |
| 未払収益分配金 | 1,900,000 |
| 未払受託者報酬 | 4,861 |
| 未払委託者報酬 | 18,945 |
| その他未払費用 | 36,453 |
| 流動負債合計 | 22,254,542 |
| 負債合計 | 22,254,542 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 200,000,000 |
| 剰余金 | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 1,252,906 |
| （分配準備積立金） | 78,875 |
| 元本等合計 | 201,252,906 |
| 純資産合計 | 201,252,906 |
| 負債純資産合計 | 223,507,448 |

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第 1 期 (自 2023年11月27日 至 2024年 1月11日) |
|-------------------------|---|
| 営業収益 | |
| 受取配当金 | 2,039,736 |
| 有価証券売買等損益 | 5,013,444 |
| 為替差損益 | 3,235,415 |
| 営業収益合計 | 3,817,765 |
| 営業費用 | |
| 受託者報酬 | 4,861 |
| 委託者報酬 | 18,945 |
| その他費用 | 37,055 |
| 営業費用合計 | 60,861 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | 3,756,904 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | 3,756,904 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | 3,756,904 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | - |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 603,998 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 603,998 |
| 分配金 | 1,900,000 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 1,252,906 |

(3)【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券は個別法に基づき、原則として以下の通り時価で評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算期間末日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 収益及び費用の計上基準

(1) 受取配当金の計上基準

受取配当金は原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日に予想収益分配金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。

(2) 有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

5 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 第1期 (2024年1月11日現在) |
|--------------------------|-----------------------|
| 1 当該計算期間の末日における 受益権総数 | 1,000,000口 |
| 2 1口当たり純資産額 | 201.253円 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 区分 | 第1期 (自 2023年11月27日 至 2024年1月11日) | |
|----------|--|------------|
| 分配金の計算過程 | A. 当期配当等収益額 | 2,039,736円 |
| | B. 分配準備積立金 | 0円 |
| | C. 配当等収益合計額(A + B) | 2,039,736円 |
| | D. 経費 | 60,861円 |
| | E. 収益分配可能額(C - D) | 1,978,875円 |
| | F. 収益分配金 | 1,900,000円 |
| | G. 次期繰越金(分配準備積立金)(E - F) | 78,875円 |
| | H. 口数 | 1,000,000口 |
| | I. 一口当たり分配金(F / H × 計算口数) | 1.9円 |

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は投資信託受益証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「低格付債券への投資リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「流動性リスク」、「デリバティブ取引のリスク」、「有価証券の貸付等におけるリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引は、外貨建資産の時価総額の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

第1期
(2024年1月11日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
- 2 時価の算定方法
 - (1) 有価証券
「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
 - (2) デリバティブ取引
デリバティブ取引については、「その他の注記」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。
 - (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。
また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
- 4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額
金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

| 項目 | 第1期 (2024年1月11日現在) |
|-----------|-----------------------|
| 設定元本額 | 100,000,000円 |
| 期中追加設定元本額 | 100,000,000円 |
| 期中一部解約元本額 | - 円 |

2 有価証券関係

売買目的有価証券

| 種類 | 第1期 (2024年1月11日現在) |
|----------|--------------------------|
| | 当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円) |
| 投資信託受益証券 | 4,959,757 |
| 合計 | 4,959,757 |

3 デリバティブ取引関係
取引の時価等に関する事項
通貨関連

| 区分 | 種類 | 第1期 (2024年1月11日現在) | | | |
|---------------|----------------------------|-----------------------|--------------|------------|-------------|
| | | 契約額等(円) | | 時価 (円) | 評価損益 (円) |
| | | | うち1年超 (円) | | |
| 市場取引 以外の取引 | 為替予約取引 買建 アメリカドル | 18,203,775 | - | 18,203,412 | 363 |
| 合計 | | 18,203,775 | - | 18,203,412 | 363 |

(注1) 時価の算定方法

為替予約取引

1 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

3 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|----------|--------|---|------------|--------------------------------|----|
| 投資信託受益証券 | アメリカドル | iShares Broad USD High Yield Corporate Bond ETF | 41,738.000 | 1,518,011.060 | |
| | アメリカドル | 小計 | 41,738.000 | 1,518,011.060 (221,098,311) | |
| 合計 | | | | 221,098,311 (221,098,311) | |

(注1) 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2) 1 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。

2 小計・合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3 外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入投資信託受益証券 時価比率 | 合計金額に 対する比率 |
|--------|-----------------|--------------------|----------------|
| アメリカドル | 投資信託受益証券 1銘柄 | 100.0% | 100.0% |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2023年12月末現在)

「iシェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 ETF」

| | |
|----------------|--------------|
| 資産総額 | 198,484,048円 |
| 負債総額 | 40,044円 |
| 純資産総額(-) | 198,444,004円 |
| 発行済数量 | 1,000,000口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 198.444円 |

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2023年12月末現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

| 種類 | 本数（本） | 純資産総額（百万円） |
|-----------|-------|------------|
| 追加型株式投資信託 | 195 | 11,565,640 |
| 単位型株式投資信託 | 77 | 502,024 |
| 合計 | 272 | 12,067,664 |

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。）第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度（自2023年1月1日 至2023年12月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3．財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1)【貸借対照表】

| | (単位：百万円) | |
|-----------|-------------------------|-------------------------|
| | 第36期 (2022年12月31日現在) | 第37期 (2023年12月31日現在) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | 18,002 | 19,222 |
| 立替金 | 50 | 42 |
| 前払費用 | 260 | 153 |
| 未収入金 | 2 | 2 |
| 未収委託者報酬 | 1,751 | 2,178 |
| 未収運用受託報酬 | 2,880 | 2,712 |
| 未収収益 | 570 | 1,839 |
| 為替予約 | - | 1 |
| その他流動資産 | - | - |
| 流動資産計 | 23,520 | 26,153 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物附属設備 | 744 | 500 |
| 器具備品 | 553 | 432 |
| 有形固定資産計 | 1,297 | 932 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 12 | 12 |
| 無形固定資産計 | 12 | 12 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 39 | 22 |
| 長期差入保証金 | 1,125 | 812 |
| 前払年金費用 | 1,084 | 1,142 |
| 長期前払費用 | 9 | 6 |
| 繰延税金資産 | 898 | 732 |
| 投資その他の資産計 | 3,156 | 2,717 |
| 固定資産計 | 4,465 | 3,662 |
| 資産合計 | 27,986 | 29,815 |

(単位：百万円)

| | 第36期 (2022年12月31日現在) | 第37期 (2023年12月31日現在) |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 143 | 144 |
| 未払金 | 2 | |
| 未払収益分配金 | 4 | 5 |
| 未払償還金 | 70 | 70 |
| 未払手数料 | 421 | 432 |
| その他未払金 | 1,995 | 69 |
| 未払費用 | 2 | |
| 未払消費税等 | 172 | 192 |
| 未払法人税等 | 384 | 1,472 |
| 為替予約 | 4 | - |
| 前受金 | 276 | 254 |
| 賞与引当金 | 1,778 | 1,902 |
| 役員賞与引当金 | 149 | 146 |
| 早期退職慰労引当金 | 326 | 176 |
| 流動負債計 | 6,355 | 5,814 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 92 | 101 |
| 資産除去債務 | 961 | 963 |
| 固定負債計 | 1,053 | 1,064 |
| 負債合計 | 7,409 | 6,879 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 3,120 | 3,120 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 3,001 | 3,001 |
| その他資本剰余金 | 3,846 | 3,846 |
| 資本剰余金合計 | 6,847 | 6,847 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 336 | 336 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 10,276 | 12,632 |
| 利益剰余金合計 | 10,612 | 12,968 |
| 株主資本合計 | 20,580 | 22,936 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 3 | 0 |
| 評価・換算差額等合計 | 3 | 0 |
| 純資産合計 | 20,576 | 22,936 |
| 負債・純資産合計 | 27,986 | 29,815 |

(2)【損益計算書】

(単位：百万円)

| | | 第36期 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) | 第37期 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
|------------|---|--|--|
| 営業収益 | | | |
| 委託者報酬 | | 6,484 | 6,885 |
| 運用受託報酬 | 1 | 8,687 | 8,621 |
| その他営業収益 | 1 | 16,110 | 18,148 |
| 営業収益計 | | 31,281 | 33,655 |
| 営業費用 | | | |
| 支払手数料 | | 1,551 | 1,597 |
| 広告宣伝費 | | 188 | 152 |
| 調査費 | | | |
| 調査費 | | 360 | 357 |
| 委託調査費 | 1 | 4,677 | 4,651 |
| 調査費計 | | 5,037 | 5,009 |
| 委託計算費 | | 106 | 117 |
| 営業雑経費 | | | |
| 通信費 | | 86 | 88 |
| 印刷費 | | 87 | 87 |
| 諸会費 | | 47 | 44 |
| 営業雑経費計 | | 222 | 220 |
| 営業費用計 | | 7,106 | 7,097 |
| 一般管理費 | | | |
| 給料 | | | |
| 役員報酬 | | 915 | 694 |
| 給料・手当 | | 5,934 | 5,875 |
| 賞与 | | 2,360 | 2,563 |
| 給料計 | | 9,209 | 9,133 |
| 退職給付費用 | | 463 | 489 |
| 福利厚生費 | | 1,109 | 1,185 |
| 事務委託費 | 1 | 3,699 | 4,562 |
| 交際費 | | 34 | 69 |
| 寄付金 | | 1 | - |
| 旅費交通費 | | 123 | 193 |
| 租税公課 | | 285 | 294 |
| 不動産賃借料 | | 901 | 904 |
| 水道光熱費 | | 76 | 82 |
| 固定資産減価償却費 | | 441 | 473 |
| 資産除去債務利息費用 | | 0 | 2 |
| 事務過誤取引損 | | 3 | 3 |
| 諸経費 | | 431 | 484 |
| 一般管理費計 | | 16,782 | 17,878 |
| 営業利益 | | 7,392 | 8,678 |

(単位:百万円)

| | 第36期 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) | 第37期 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
|--------------|--|--|
| 営業外収益 | | |
| 為替差益 | 53 | - |
| その他 | 3 | 0 |
| 営業外収益計 | 57 | 0 |
| 営業外費用 | | |
| 有価証券売却損 | 2 | 0 |
| 為替差損 | - | 16 |
| 固定資産除却損 | - | 4 |
| その他 | 0 | 0 |
| 営業外費用計 | 2 | 23 |
| 経常利益 | 7,448 | 8,656 |
| 特別利益 | | |
| 特別利益計 | - | - |
| 特別損失 | | |
| 特別退職金 | 362 | 203 |
| 特別損失計 | 362 | 203 |
| 税引前当期純利益 | 7,085 | 8,453 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,485 | 2,633 |
| 法人税等調整額 | 5 | 163 |
| 当期純利益 | 4,605 | 5,656 |

(3)【株主資本等変動計算書】

第36期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | 評価・換算差額等 | | 純資産 合計 | |
|-------------------------|-------|-----------|------------------|-----------------|-----------|-----------------------------|-------------|------------|----------------------|-----------|----------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | 株主資本 合計 | その他 有価証券 評価差額金 | | 評価・換算 差額等合計 |
| | | 資本 準備金 | その他 資本 剰余金 | 資本 剰余金 合計 | 利益 準備金 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | | |
| 2022年1月1日残高 | 3,120 | 3,001 | 3,846 | 6,847 | 336 | 9,470 | 9,807 | 19,775 | 3 | 3 | 19,778 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | 3,800 | 3,800 | 3,800 | | | 3,800 |
| 当期純利益 | | | | | | 4,605 | 4,605 | 4,605 | | | 4,605 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | | | | | 7 | 7 | 7 |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | 805 | 805 | 805 | 7 | 7 | 798 |
| 2022年12月31日残高 | 3,120 | 3,001 | 3,846 | 6,847 | 336 | 10,276 | 10,612 | 20,580 | 3 | 3 | 20,576 |

第37期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | 評価・換算差額等 | | 純資産 合計 | |
|-------------------------|-------|-----------|------------------|-----------------|-----------|-----------------------------|-------------|------------|----------------------|-----------|----------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | 株主資本 合計 | その他 有価証券 評価差額金 | | 評価・換算 差額等合計 |
| | | 資本 準備金 | その他 資本 剰余金 | 資本 剰余金 合計 | 利益 準備金 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | | |
| 2023年1月1日残高 | 3,120 | 3,001 | 3,846 | 6,847 | 336 | 10,276 | 10,612 | 20,580 | 3 | 3 | 20,576 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | 3,300 | 3,300 | 3,300 | | | 3,300 |
| 当期純利益 | | | | | | 5,656 | 5,656 | 5,656 | | | 5,656 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | | | | | 3 | 3 | 3 |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | 2,356 | 2,356 | 2,356 | 3 | 3 | 2,359 |
| 2023年12月31日残高 | 3,120 | 3,001 | 3,846 | 6,847 | 336 | 12,632 | 12,968 | 22,936 | 0 | 0 | 22,936 |

注 記 事 項

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品3～15年であります。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金の計上方法

旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

確定拠出年金制度

確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。

確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

(3) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その他営業収益を稼得しております。委託者報酬、運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

委託者報酬：当社は投資信託の信託約款に基づき、投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として計算され、投資信託の運用期間にわたり収益認識しております。

運用受託報酬：当社は顧客との投資一任契約及び投資助言契約に基づき運用及び助言について履行義務を負っております。運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額に対する一定割合として計算され、対象口座の運用期間にわたり収益認識しております。

その他営業収益：当社はグループ会社との契約に基づき委託された業務について履行義務を負っております。グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき、当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり月次で収益認識しております。

成功報酬：成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として計算されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益認識しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度

当社は、親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

（会計方針の変更）

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計基準を将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

（追加情報）**（グループ通算制度の適用）**

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

| | 前事業年度 (2022年12月31日) | 当事業年度 (2023年12月31日) |
|--------|------------------------|------------------------|
| 建物附属設備 | 2,488 百万円 | 2,737 百万円 |
| 器具備品 | 1,662 百万円 | 1,482 百万円 |

2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2022年12月31日) | 当事業年度 (2023年12月31日) |
|--------|------------------------|------------------------|
| 未収収益 | 186 百万円 | 302 百万円 |
| その他未払金 | 1,982 百万円 | 53 百万円 |
| 未払費用 | 55 百万円 | 52 百万円 |

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及びグループ会社と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2022年12月31日) | 当事業年度 (2023年12月31日) |
|-----------------------|------------------------|------------------------|
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 | 1,000 百万円 | 3,500 百万円 |
| 借入実行残高 | - | - |
| 差引額 | 1,000 百万円 | 3,500 百万円 |

（損益計算書関係）

1 関係会社との営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) | 当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
|---------|---|---|
| 運用受託報酬 | 224 百万円 | 282 百万円 |
| その他営業収益 | 6,692 百万円 | 6,983 百万円 |
| 委託調査費 | 1,869 百万円 | 1,196 百万円 |
| 事務委託費 | 1,351 百万円 | 1,619 百万円 |

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

| | 前事業年度期首 | 増加 | 減少 | 前事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式（株） | 15,000 | - | - | 15,000 |

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|-------------|------------|
| 2022年3月31日 株主総会決議 | 普通株式 | 3,800 | 253,333 | 2021年12月31日 | 2022年3月31日 |

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

| | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式（株） | 15,000 | - | - | 15,000 |

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|-------------|------------|
| 2023年3月30日 株主総会決議 | 普通株式 | 3,300 | 220,000 | 2022年12月31日 | 2023年3月31日 |

（リース取引関係）

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに掛かる未経過リース料は以下のとおりであります。

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| | (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) | (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
| 1年以内 | 726 百万円 | 522 百万円 |
| 1年超 | 1,938 百万円 | 1,413 百万円 |
| 合計 | 2,665 百万円 | 1,936 百万円 |

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達についてはグループ会社からの長期借入及び銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、顧客及び関係会社の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料及び未払費用はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度（2022年12月31日）

| （単位：百万円） | | | |
|----------|----------|-------|----|
| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
| 長期差入保証金 | 1,125 | 1,077 | 47 |

当事業年度（2023年12月31日）

| （単位：百万円） | | | |
|----------|----------|-----|----|
| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
| 長期差入保証金 | 812 | 791 | 21 |

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金、未払手数料、未払費用、その他未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記述を省略しています。

(注2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2022年12月31日）

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 5年以内 (百万円) | 5年超 10年以内 (百万円) | 10年超 (百万円) |
|--------------|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| (1) 現金・預金 | 18,002 | - | - | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 1,751 | - | - | - |
| (3) 未収運用受託報酬 | 2,880 | - | - | - |
| (4) 未収収益 | 570 | - | - | - |
| 合計 | 23,206 | - | - | - |

当事業年度（2023年12月31日）

| | 1年以内 (百万円) | 1年超 5年以内 (百万円) | 5年超 10年以内 (百万円) | 10年超 (百万円) |
|--------------|---------------|----------------------|-----------------------|---------------|
| (1) 現金・預金 | 19,222 | - | - | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 2,178 | - | - | - |
| (3) 未収運用受託報酬 | 2,712 | - | - | - |
| (4) 未収収益 | 1,839 | - | - | - |
| 合計 | 25,953 | - | - | - |

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価等の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度（2022年12月31日）

(単位：百万円)

| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
|---------|------|-------|------|-------|
| 長期差入保証金 | - | 1,077 | - | 1,077 |

当事業年度（2023年12月31日）

(単位：百万円)

| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
|---------|------|------|------|-----|
| 長期差入保証金 | - | 791 | - | 791 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金の時価について、そのうち事務所敷金については、事務所の敷金を合理的に見積もった返済期日までの期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。また従業員社宅敷金については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（確定拠出年金制度及び確定給付年金制度）を承継しました。また、2011年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、からの三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) |
|--------------|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 2,588 |
| 勤務費用 | 392 |
| 利息費用 | 17 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 78 |
| 退職給付の支払額 | 116 |
| 過去勤務費用の発生額 | 0 |
| 退職給付債務の期末残高 | 2,803 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) |
|--------------|---|
| 年金資産の期首残高 | 3,606 |
| 期待運用収益 | 3 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 573 |
| 事業主からの拠出額 | 448 |
| 退職給付の支払額 | 116 |
| 年金資産の期末残高 | 3,368 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (2022年12月31日) |
|---------------------|------------------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 2,710 |
| 年金資産 | 3,368 |
| | 657 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 92 |
| 未積立退職給付債務 | 565 |
| 未認識数理計算上の差異 | 455 |
| 未認識過去勤務費用 | 29 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 991 |
| 退職給付引当金 | 92 |
| 前払年金費用 | 1,084 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 991 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) |
|-------------------|---|
| 勤務費用 | 392 |
| 利息費用 | 17 |
| 期待運用収益 | 3 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 27 |
| 過去勤務費用の処理額 | 3 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用合計 | 375 |
| 特別退職金 | 362 |
| 合計 | 738 |

(注) 特別退職金は、特別損失の「特別退職金」に含めて計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2022年12月31日) |
|------|------------------------|
| 合同運用 | 100% |
| 合計 | 100% |

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券88%、株式11%及びその他1%となっております。

長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

| | 前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) |
|-----------|---|
| 割引率 | 1.3% |
| 長期期待運用収益率 | 0.1% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、87百万円でありました。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（確定拠出年金制度及び確定給付年金制度）を承継しました。また、2011年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、からの三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

| | 当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
|--------------|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 2,803 |
| 勤務費用 | 421 |
| 利息費用 | 35 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 1 |
| 退職給付の支払額 | 427 |
| 過去勤務費用の発生額 | - |
| 退職給付債務の期末残高 | 2,834 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

| | 当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
|--------------|---|
| 年金資産の期首残高 | 3,368 |
| 期待運用収益 | 97 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 9 |
| 事業主からの拠出額 | 452 |
| 退職給付の支払額 | 427 |
| 年金資産の期末残高 | 3,500 |

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

| | 当事業年度 (2023年12月31日) |
|---------------------|------------------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 2,733 |
| 年金資産 | 3,500 |
| | 767 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 101 |
| 未積立退職給付債務 | 666 |
| 未認識数理計算上の差異 | 401 |
| 未認識過去勤務費用 | 25 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 1,041 |
| 退職給付引当金 | 101 |
| 前払年金費用 | 1,142 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 1,041 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

| | 当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
|-------------------|---|
| 勤務費用 | 421 |
| 利息費用 | 35 |
| 期待運用収益 | 97 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 47 |
| 過去勤務費用の処理額 | 3 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用合計 | 402 |
| 特別退職金 | 203 |
| 合計 | 605 |

(注) 特別退職金は、特別損失の「特別退職金」に含めて計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | 当事業年度 (2023年12月31日) |
|------|------------------------|
| 合同運用 | 100% |
| 合計 | 100% |

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券87%、株式12%及びその他1%となっております。

長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

| | 当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
|-----------|---|
| 割引率 | 1.3% |
| 長期期待運用収益率 | 2.9% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、87百万円でありました。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | （単位：百万円） | |
|-----------------|------------------------|------------------------|
| | 前事業年度 (2022年12月31日) | 当事業年度 (2023年12月31日) |
| 繰延税金資産 | | |
| 未払費用 | 140 | 192 |
| 賞与引当金 | 544 | 582 |
| 資産除去債務 | 294 | 295 |
| 未払事業税 | 83 | 89 |
| 早期退職慰労引当金 | 99 | 54 |
| 退職給付引当金 | 28 | 30 |
| 有形固定資産 | 0 | - |
| その他 | 121 | 0 |
| 繰延税金資産合計 | 1,312 | 1,244 |
| 繰延税金負債 | | |
| 退職給付引当金 | 331 | 349 |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 82 | 44 |
| その他 | - | 117 |
| 繰延税金負債合計 | 414 | 512 |
| 繰延税金資産の純額 | 898 | 732 |

（注） 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

| | （単位：百万円） | |
|---------------|------------------------|------------------------|
| | 前事業年度 (2022年12月31日) | 当事業年度 (2023年12月31日) |
| 固定資産 - 繰延税金資産 | 898 | 732 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| | 前事業年度 (2022年12月31日) | 当事業年度 (2022年12月31日) |
|--------------------|------------------------|------------------------|
| | 法定実効税率 | 30.6 % |
| （調整） | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 3.9 | 2.5 |
| その他 | 0.4 | 0.1 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 35.0 % | 33.0 % |

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を合理的に見積り、割引率は0.16%～0.72%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

前事業年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用の見積額が前回見積算出時における見積額を大幅に超過することが明らかになったことから、見積りの変更による増加額を0.72%で割り引き、変更前の資産除去債務に176百万円加算しております。

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) | 当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
|--------------|---|---|
| 期首残高 | 784 | 961 |
| 見積りの変更による増加額 | 176 | - |
| 時の経過による調整額 | 0 | 2 |
| 期末残高 | 961 | 963 |

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

| | 前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) | 当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
|----------|---|---|
| 委託者報酬 | 6,484 百万円 | 6,885 百万円 |
| 運用受託報酬 | 7,644 百万円 | 8,526 百万円 |
| 成功報酬 (注) | 1,042 百万円 | 95 百万円 |
| その他営業収益 | 16,110 百万円 | 18,148 百万円 |
| 合計 | 31,281 百万円 | 33,655 百万円 |

(注) 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針) 6. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(セグメント情報等)

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | その他 | 合計 |
|----------|-------|--------|--------|--------|
| 外部顧客営業収益 | 6,484 | 8,687 | 16,110 | 31,281 |

(2) 地域ごとの情報

売上高

(単位：百万円)

| 日本 | 北米 | その他 | 合計 |
|--------|--------|-------|--------|
| 14,721 | 13,745 | 2,813 | 31,281 |

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：百万円)

| 相手先 | 営業収益 | 関連するセグメント名 |
|-----------------------------|-------|------------|
| ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク | 6,917 | 投資運用業 |
| ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ | 4,287 | 投資運用業 |

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | その他 | 合計 |
|----------|-------|--------|--------|--------|
| 外部顧客営業収益 | 6,885 | 8,621 | 18,148 | 33,655 |

(2) 地域ごとの情報

売上高

（単位：百万円）

| 日本 | 北米 | その他 | 合計 |
|--------|--------|-------|--------|
| 15,053 | 14,702 | 3,899 | 33,655 |

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：百万円）

| 相手先 | 営業収益 | 関連するセグメント名 |
|-----------------------------|-------|------------|
| ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク | 7,266 | 投資運用業 |
| ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ | 5,097 | 投資運用業 |

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

計算書類提出会社と関連当事者との取引

- (1) 計算書類提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等
-
- 前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|-----------------------------|---------------|-----------------|-----------|--------------------|---------------------|-----------------|-----------|--------|-----------|
| 親会社 | ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク | 米国 ニューヨーク州 | 73 百万 米ドル | 投資 顧問業 | (被所有) 間接 100 | 投資顧問 契約の 再委任等 | 運用受託報酬 | 224 | 未収収益 | 186 |
| | | | | | | | 受入手数料 | 6,692 | | |
| | | | | | | | 委託調査費 | 1,869 | 未払費用 | 55 |
| | | | | | | | 事務委託費 | 1,351 | | |
| 親会社 | ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社 | 日本 東京都 | 1万円 | 持株会社 | (被所有) 直接 100 | 株式の 保有等 | 連結法人税の 個別帰属額 | 1,982 | その他未払金 | 1,982 |

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|-----------------------------|---------------|--------------------|-----------|--------------------|---------------------|--------|-----------|--------|-----------|
| 親会社 | ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク | 米国 ニューヨーク州 | 1,190 百万 米ドル | 投資 顧問業 | (被所有) 間接 100 | 投資顧問 契約の 再委任等 | 運用受託報酬 | 282 | 未収収益 | 302 |
| | | | | | | | 受入手数料 | 6,983 | | |
| | | | | | | | 委託調査費 | 1,196 | 未払費用 | 52 |
| | | | | | | | 事務委託費 | 1,619 | | |
| 親会社 | ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社 | 日本 東京都 | 1万円 | 持株会社 | (被所有) 直接 100 | 株式の 保有等 | 通算税効果額 | 53 | その他未払金 | 53 |

- (2) 計算書類提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

- (3) 計算書類提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び計算書類提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-------------|----------------------|----------------|--------------|-----------|-------------------|---------------------|-------|-----------|------|-----------|
| 同一の親会社を持つ会社 | ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ | 米国 カリフォルニア州 | 1,000 米ドル | 投資 顧問業 | なし | 投資顧問 契約の 再委任等 | 受入手数料 | 4,287 | 未収収益 | 180 |
| | | | | | | | 委託調査費 | 35 | | |
| | | | | | | | 事務委託費 | 12 | | |

当事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-------------|----------------------|----------------|--------------|-----------|-------------------|---------------------|-------|-----------|------|-----------|
| 同一の親会社を持つ会社 | ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ | 米国 カリフォルニア州 | 1,000 米ドル | 投資 顧問業 | なし | 投資顧問 契約の 再委任等 | 受入手数料 | 5,097 | 未収収益 | 886 |
| | | | | | | | 委託調査費 | 11 | | |
| | | | | | | | 事務委託費 | 24 | | |

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

ブラックロック・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）
 ブラックロック・ホールドコ・2・インク（非上場）
 ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（非上場）
 ブラックロック・インターナショナル・ホールディングス・インク（非上場）
 ピーアール・ジャージー・インターナショナル・ホールディングス・L.P.（非上場）
 ブラックロック・シンガポール・ホールドコ・ピーティーイー・リミテッド（非上場）
 ブラックロック・エイチケー・ホールドコ・リミテッド（非上場）
 ブラックロック・ルクス・フィンコ・エスエーアールエル（非上場）
 ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

(1株当たり情報)

| 項目 | 前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) | 当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
|--------------|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 1,371,780 円 88 銭 | 1,529,103 円 11 銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 307,029 円 07 銭 | 377,073 円 92 銭 |

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度 (自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日) | 当事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日) |
|--------------------|---|---|
| 当期純利益 (百万円) | 4,605 | 5,656 |
| 普通株主に帰属しない金額 (百万円) | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益 (百万円) | 4,605 | 5,656 |
| 普通株式の期中平均株式数 (株) | 15,000 | 15,000 |

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

(2) 指定参加者

| 名 称 | 資本金の額（百万円） （2023年3月末現在） | 事業の内容 |
|--------------|----------------------------|-------------------------------------|
| 野村證券株式会社 | 10,000 | 「金融商品取引法」に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。 |
| BNPパリバ証券株式会社 | 102,025 | |

(3) 投資顧問会社

- ・ 名称 : ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ。
(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)
- ・ 資本金の額 : 1,500,000米ドル（円貨換算^{*} 約199百万円、2022年12月末現在）
*米ドルの円貨換算は、2022年12月末現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル = 132.70円）によります。
- ・ 事業の内容 : 投資運用業を営んでいます。

<訂正後>

(2) 指定参加者

| 名 称 | 資本金の額（百万円） （2023年3月末現在） | 事業の内容 |
|-------------------------|----------------------------|-------------------------------------|
| エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社 | 5,505 | 「金融商品取引法」に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。 |
| SMB C日興証券株式会社 | 10,000 | |
| ゴールドマン・サックス証券株式会社 | 83,616 | |
| シティグループ証券株式会社 | 96,307 | |
| 大和証券株式会社 | 100,000 | |
| 野村證券株式会社 | 10,000 | |
| パークレイズ証券株式会社 | 38,945 | |
| Bof A証券株式会社 | 83,140 | |
| BNPパリバ証券株式会社 | 102,025 | |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 40,500 | |

(3) 投資顧問会社

- ・ 名称 : ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ。
(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)
- ・ 資本金の額 : 1,500,000米ドル（円貨換算^{*} 約213百万円、2023年12月末現在）
*米ドルの円貨換算は、2023年12月末現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル = 141.83円）によります。
- ・ 事業の内容 : 投資運用業を営んでいます。

独立監査人の監査報告書

2024年3月25日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 鶴田 光夫

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているiシェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 ETFの2023年11月27日から2024年1月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、iシェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 ETFの2024年1月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2024年3月4日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田 信之指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 龍也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。